

伊奈町長選挙

☎ 伊奈町選挙管理委員会 ☎ 721-2111

任期満了に伴う町長選挙が次の日程で行われます。
貴重な一票を大切に、皆さんそろって投票しましょう。

投票日

4月21日(日)

告示日

4月16日(火)

当日投票時間 午前7時～午後8時



●投票場所

投票区	投票所 (所在地)	投票区域
第1投票区	あやめ会館 (小室2268-143)	下郷区のうち中島地域、綾瀬東区、綾瀬南区、綾瀬北区、栄南区
第2投票区	南小学校体育館 (栄4-1)	栄中央区、栄北区
第3投票区	南中学校多目的室 (小室3001)	丸山区、下郷区(中島地域を除く)、大山区
第4投票区	小室小学校会議室 (小室7981)	志久区、南本区、北本区 (本町一・三丁目および本上地域の一部を除く)
第5投票区	伊奈町役場 (中央4-355)	中央区、小貝戸区、北本区のうち本町一・三丁目および本上地域の一部
第6投票区	柴中福祉センター (小室9960-1)	柴中荻区、若榎区
第7投票区	小針中学校会議室 (学園2-207)	大針区、細田山区、学園中央区
第8投票区	小針小学校体育館 (寿2-80-1)	羽貫区
第9投票区	小針新宿集会所 (小針新宿450-1)	小針新宿区、光ヶ丘区、小針内宿区のうち寿一丁目
第10投票区	小針北小学校体育館 (内宿台5-214-1)	小針内宿区(寿一丁目を除く)

◎「投票区域」は行政区名で表示しているため、お住まいの地域名とは異なる場合がありますので、有権者の皆さんに送付する入場券の「投票所」の場所をご確認のうえお越しください。

●選挙公報

選挙公報を新聞折込で配布します。新聞を購読していないご家庭で「選挙公報」の郵送をご希望の方は、伊奈町選挙管理委員会☎721-2111に郵便番号・住所・世帯主名をご連絡ください。

なお、選挙公報は、町内ニューシャトルの駅や公共施設に備え置くほか、町ホームページでもご覧いただけます。

●開票

開票は、即日開票で4月21日(日)午後9時から伊奈町役場第1会議室で行われます。

■ 期日前 (不在者) 投票をご利用ください ■

投票日当日に外出などで投票することができない方は、下記のとおり期日前(不在者)投票をご利用ください。
※入場券を紛失したり、入場券を持たずに期日前投票所に来た場合でも、選挙人名簿への登録が確認できれば投票することができます。

◆投票期間

4月17日(水)～4月20日(土)

◆投票場所 ①伊奈町役場1階 ②伊奈町パブリックルーム(ユニクス伊奈2階)

◆投票時間 ①午前8時30分～午後8時 ②午前10時～午後7時

※伊奈町役場と伊奈町パブリックルームでは、投票できる時間帯が異なりますのでご注意ください。

介護保険料額が変わります 関 いきいき長寿課 内2124

高齢化の進展に伴い、認定者数や介護サービスの利用者数が増加していることから、65歳以上の方の令和6年度から令和8年度までの介護保険料額が引き上げとなります。

65歳以上の方の保険料が、保険給付の23%を占める重要な財源となりますので、保険料の納付にご協力をお願いします。

保険料の基準額（第5段階）

令和3年度から令和5年度までの基準額は、66,000円でしたが、令和6年度から令和8年度までは、75,600円となります。なお、町の介護保険給付費支払基金を取り崩すことで、保険料の上昇を抑えています。

介護保険制度では、介護サービスに要する費用の1割（一定以上所得のある方は2割、特に所得の高い方は負担割合が3割）を利用者が負担し、残りの費用を保険給付しています。

②令和6年度介護保険料特別徴収（仮徴収）開始通知書が届いた方は…

お知らせした額で、4月または6月の年金から天引きが開始されます。

③それ以外の方は…

7月に納付通知書を送付します。納期は、7月末から来年2月末までの各月（8回）となります。また、年度途中に65歳に到達した方や町外から転入して来た方には、7月以降に随時納付通知書を送付します。

納め方と通知の時期

①すでに年金からの天引きが始まっている方は…

4月と6月の年金天引き額は、令和6年2月の年金天引き額と同額の保険料が天引きされます。

※①と②の方にも7月に介護保険料特別徴収開始通知書を送付しますので、再度保険料額の確認をお願いします。

【令和6年度の介護保険料額】

所得段階	対象となる方	基準額に対する負担割合	保険料年額
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者であり、世帯全員が市町村民税非課税の方	0.285	21,500円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.415	31,300円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.685	51,700円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税であり、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.9	68,000円
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税であり、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.0	75,600円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の方	1.1	83,100円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満の方	1.2	90,700円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上150万円未満の方	1.25	94,500円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が150万円以上210万円未満の方	1.3	98,200円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上260万円未満の方	1.4	105,800円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が260万円以上320万円未満の方	1.5	113,400円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上370万円未満の方	1.6	120,900円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が370万円以上420万円未満の方	1.7	128,500円
第14段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上470万円未満の方	1.8	136,000円
第15段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が470万円以上520万円未満の方	1.9	143,600円
第16段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上570万円未満の方	2.0	151,200円
第17段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が570万円以上620万円未満の方	2.1	158,700円
第18段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上670万円未満の方	2.2	166,300円
第19段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が670万円以上720万円未満の方	2.3	173,800円
第20段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.4	181,400円